

第3回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成26年9月29日(月) 午前10時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 12名

1 番 百 々 英 夫

2 番 小 田 原 憲 一

3 番 永 洞 忠 志

4 番 穴 吹 栄

5 番 白 川 俊 明

6 番 新 井 功 仁 恵

7 番 橋 場 和 幸

8 番 嵯 峨 弘 巳

10 番 白 川 英 之

11 番 谷 口 正 明

12 番 堀 金 澄 恵

13 番 梅 原 順 一

4. 出席職員 3名

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 山 正 教

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第 7 報告第2号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）
による農用地利用関係調整報告について

日程第 8 議案第1号 土地の現況証明願について

日程第 9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第10 議案第3号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第11 議案第4号 不動産取得税徴収猶予に関する証明について

日程第12 議案第5号 浜中町農業振興地域整備計画の変更について

日程第13 次回総会日程（予定）について

事 務 局 長

第3回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ12名であります。

よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

なお、松家委員につきましては、出席できない旨の連絡がございましたので御報告いたします。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

第3回農業委員会総会ということで、皆様におかれましては大変お忙しい中、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

また、先月の総会には、私の体調不良により、代理をはじめ委員の皆様方、事務局長、両係長には大変な御迷惑をおかけして申し訳なく思っております。

さらに、急なお願いにもかかわらず、フォーラムの参加に対応していただきました堀金委員には心からお礼を申し上げたいと思います。

さて、皆様方、委員に就任してから約2ヵ月が過ぎ、それぞれの立場で活躍をされております。農地部会においては、賃貸借に伴う所有権の移転等、これまでの経過を踏まえながら、現在も検討を重ねている農地の適正な標準賃借料の算定等について取り進めをしていただきたいと思いますし、農政部会においては、今までの活動のほかに、今年から農業委員会の会長が後継者対策推進協議会の会長ということで関わることになりましたので、大変難しい課題だとは思いますが、どのような協力ができるかということも併せて協議をしていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきますが、今回は報告事項を2件、議案協議事項を5件提案させていただいておりますので、御審議をよろしくお願い申し上げます。

本日は大変御苦勞さまでございます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、3番永洞委員、4番穴吹委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議	長	異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。 日程第 5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。
事 務 局 長		(会務報告あるも省略)
議	長	事務局より報告が終わりました。 ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。
各 委 員		(なしの声)
議	長	ないようなので、これで、会務報告を終了します。 日程第 6 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長		報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告の内容を御説明申し上げます。 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定では、「農地又は採草放牧地について同法第 3 条第 1 項本文に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。 本件は 1 件の届出であります。届出人は浜中町浜中基線〇〇番地、〇〇 〇 氏で、相続により所有権を取得したものであります。 今回の届出により取得した農地は合計〇〇筆で、面積は〇〇万〇、〇〇〇㎡、権利を取得した日は平成〇〇年〇月〇〇日であります。 以上のとおり報告申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。
議	長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、報告第 1 号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員		(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。

	次に、討論を省略し、採決いたします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。
	日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	報告第2号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。 本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあつせんの申出に伴う調整報告4件であります。整理番号1は、茶内橋北東〇〇番地、〇〇〇〇氏より〇月〇〇日に申出があったもので、対象地は浜中基線〇〇〇番、〇筆、面積〇, 〇〇〇㎡でございます。この土地につきましては、〇〇氏より無償で利用権を移転したい旨の申出がありましたので、権利の設定を受ける者については、対象地周辺で耕作を行っている、浜中東1線〇〇番地、〇〇 〇氏に決定したところでございます。現地調査につきましては、白川職務代理ほか2名の委員により〇月〇日に実施しております。 次に整理番号2は、姉別北2線〇〇番地、〇〇 〇氏より〇月〇日に申出があったもので、対象地は姉別北1線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡でございます。 次に整理番号3は、姉別南1線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より〇月〇日に申出があったもので、対象地は姉別基線〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡でございます。 次に整理番号4は、熊牛東1線〇〇番地、〇〇〇〇氏より〇月〇日に申出があったもので、対象地は浜中東5線〇〇〇番1ほか〇〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡でございます。

		整理番号 2 から 4 につきましては、土地の処分に伴う利用権移転の申出であり、経営規模拡大を予定している〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借権の設定による権利の移転を行うことで調整を図りました。 現地調査及び土地の評価につきましては、農地部会の方々により〇月〇〇日に実施し、本町の標準価格である 1 ヘクタールあたり農地 A で 2 万 6, 0 0 0 円、農地 B で 2 万円、農地 C で 1 万 2, 0 0 0 円を基準として適用したほか、それぞれの土地の利用状況等を勘案し、評価の決定を行い、個々への説明によりそれぞれ了承を得ることができました。 賃貸借期間については、それぞれ〇年間とし、代金の支払いは毎年〇〇月〇〇日までに本人の指定口座に振り込むことで合意し、調整を成立させております。 ここに、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。
議	長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 質疑に入る前に、調整に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。整理番号 1 の調整委員の方々、ありませんか。
各	調 整 委 員	(特になしの声)
議	長	次に、整理番号 2 から 4 の農地部会の方々、ありませんか。
各	調 整 委 員	(特になしの声)
議	長	特にないようなので、これから、報告第 2 号の質疑を行います。 まず、整理番号 1 の質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号 1 を採決いたします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 1 は、原案のとおり承認されました。 それでは、次の審議に入る前に、整理番号 2 から 4 については、浜中町農業委

員会会議規則第10条の規定により、私と○番○○○○委員が議事参与の制限に該当しますので、退席となります。

その間の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくお願いいたします。

(会長、○○○○委員退席、退室)

(職務代理、議長席へ移動)

職務代理 これから、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

職務代理 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号3を採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

職務代理 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号4の質疑を行います。ここで○番○○委員は、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当しますので、退席願います。

	(〇〇委員退席、退室)
	これから、整理番号４の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
職 務 代 理	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号４を採決いたします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
職 務 代 理	異議なしと認めます。 よって、整理番号４は、原案のとおり承認されました。
	(会長、〇〇〇〇委員、〇〇委員入室、着席)
議 長	日程第８ 議案第１号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第１号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、北海道農地法関係事務処理要領第８の４の（４）の規定に基づき、農業委員３名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行することとされています。 本案につきましては３件の願い出ではありますが、浜農委２６－１１号の願い出人は、茶内橋北東〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は茶内橋北西〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、これらの土地については、過去に農地転用の許可及び現況証明願により非農地の証明を行った経緯がありますが、地籍調査後に分筆登記を行ったところ、面積が変更となったため新たに証明を受けたい旨の願い出があったものでございます。 現地調査につきましては、白川職務代理、永洞委員、嵯峨委員により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、申請地は農地転用計画どおりに土地を使用しており、非農地の証明を行った土地についても許可当時のままの状況であるため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。 次に、浜農委２６－１２号の願い出人は、茶内西１７線〇〇〇番地、〇〇〇〇

		氏、願い出地は茶内西 1 6 線〇〇番ほか〇筆、面積〇, 〇〇〇㎡で、これらの土地を地目変更登記に伴う現況地目の確認を行おうとするものであります。 現地調査につきましては、白川職務代理、永洞委員、嵯峨委員により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、申請地は施設用地及び原野化している土地であり、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。 次に、浜農委 2 6 - 1 3 号の願い出人は、西円朱別西 2 5 線〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は西円朱別西 2 4 線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇㎡で、これらの土地を地目変更登記に伴う現況地目の確認を行おうとするものであります。 現地調査につきましては、白川職務代理、永洞委員、嵯峨委員により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、申請地は施設用地及び原野化している土地であり、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。 以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
農 地 係 長		(詳細説明あるも省略)
議 長		事務局より提案理由の説明が終わりました。 質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。
各 調 査 委 員		(特になしの声)
議 長		特にないようなので、これから、議案第 1 号の質疑を受付番号順に行います。 まず、浜農委 2 6 - 1 1 号の質疑ありませんか。
各 委 員		(質疑なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 次に、浜農委 2 6 - 1 2 号の質疑ありませんか。
各 委 員		(質疑なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 次に、浜農委 2 6 - 1 3 号の質疑ありませんか。
各 委 員		(質疑なしの声)

議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第 1 号を受付番号順に採決いたします。 浜農委 2 6 - 1 1 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、浜農委 2 6 - 1 1 号は、原案のとおり可決されました。 次に、浜農委 2 6 - 1 2 号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、浜農委 2 6 - 1 2 号は、原案のとおり可決されました。 次に、浜農委 2 6 - 1 3 号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、浜農委 2 6 - 1 3 号は、原案のとおり可決されました。
事 務 局 長	日程第 9 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第 3 条第 1 項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。 本案は、売買による所有権の移転 1 件と贈与による所有権の移転 5 件による許可申請であります。整理番号 1 は、茶内橋北東〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に売買による所有権の移転を行おうとするものでございます。

整理番号2は、茶内西17線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を後継者である〇〇〇〇氏に贈与による所有権の移転を行おうとするものであります。

整理番号3は、熊牛東3線〇番地、〇〇 〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡に係るもので、この土地を後継者である〇〇〇〇氏に贈与による所有権の移転を行おうとするものであります。

整理番号4は、西円朱別西25線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を後継者である〇〇 〇氏に贈与による所有権の移転を行おうとするものであります。

整理番号5は、姉別北3線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を後継者である〇〇〇〇氏に贈与による所有権の移転を行おうとするものであります。

整理番号6は、浜中東〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を後継者である〇〇〇〇氏に贈与による所有権の移転を行おうとするものであります。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農 地 係 長

議 長

嵯 峨 委 員

議 長

穴 吹 委 員

議 長

百 々 委 員

(詳細説明あるも省略)

事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、担当地区の委員の方々から補足説明を受けます。
整理番号1の補足説明を、8番嵯峨委員、お願いします。

(補足説明あるも省略)

次に、整理番号2の補足説明を、4番穴吹委員、お願いします。

(補足説明あるも省略)

次に、整理番号3と6の補足説明を、1番百々委員、お願いします。

(補足説明あるも省略)

議 長

次に、整理番号４の補足説明を、７番橋場委員、お願いします。

橋 場 委 員

（補足説明あるも省略）

議 長

次に、整理番号５の補足説明を、１１番谷口委員、お願いします。

谷 口 委 員

（補足説明あるも省略）

議 長

ありがとうございました。

それでは、これから議案第１号の質疑に入りますが、整理番号１については、浜中町農業委員会会議規則第１０条の規定により、私と○番○○○○委員が議事参与の制限に該当しますので、退席となります。

その間の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくお願いいたします。

（会長、○○○○委員退席、退室）

（職務代理議長席へ移動）

職 務 代 理

それでは、これから、整理番号１の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

（質疑なしの声）

職 務 代 理

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号１を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

（異議なしの声）

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、整理番号１は、原案のとおり可決されました。

（会長、○○○○委員入室、着席）

議 長

次に、整理番号２の質疑を行います。質疑ありませんか。

各	委	員	(質疑なしの声)
議		長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号３の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委	員	(質疑なしの声)
議		長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号４の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委	員	(質疑なしの声)
議		長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号５の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委	員	(質疑なしの声)
議		長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号６の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委	員	(質疑なしの声)
議		長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号２から順に採決いたします。 整理番号２は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委	員	(異議なしの声)
議		長	異議なしと認めます。 よって、整理番号２は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号３を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委	員	(異議なしの声)
議		長	異議なしと認めます。 よって、整理番号３は、原案のとおり可決されました。

各 委 員

議 長

各 委 員

議 長

各 委 員

議 長

事務局長

整理番号2は、〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇所有地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を〇〇〇〇 〇〇〇〇に賃貸借による利用権の設定を行おうとするものであります。

		整理番号 3 は、姉別北 2 線〇〇番地、〇〇 〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡に係るもので、この土地を〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による利用権の設定を行おうとするものであります。 整理番号 4 は、姉別南 1 線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡に係るもので、この土地を〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による利用権の設定を行おうとするものであります。 整理番号 5 は、熊牛東 1 線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡に係るもので、この土地を〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による利用権の設定を行おうとするものであります。 以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。 なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号から第 4 号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。
農 地 係 長		(詳細説明あるも省略)
議 長		事務局より提案理由の説明が終わりました。 それでは、これから、議案第 3 号の質疑を行います。 まず、整理番号 1 の質疑ありませんか。
各 委 員		(質疑なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 次に、整理番号 2 の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員		(質疑なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号 1 を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。

	よって、整理番号１は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号２を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号２は、原案のとおり可決されました。 それでは、次の審議に入る前に、整理番号３から５については、浜中町農業委員会会議規則第１０条の規定により、私と○番○○○○委員が議事参与の制限に該当しますので、退席となります。 その間の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくお願いたします。 (会長、○○○○委員退席、退室) (職務代理議長席へ移動)
職 務 代 理	これから、整理番号３の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
職 務 代 理	質疑なしと認めます。 次に、整理番号４の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
職 務 代 理	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号３を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
職 務 代 理	異議なしと認めます。 よって、整理番号３は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号４を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5の質疑を行います。ここで○番○○委員は、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当しますので、退席願います。

(○○委員退席、退室)

これから、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

職 務 代 理

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号5を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

(会長、○○○○委員、○○委員入室、着席)

議 長

日程第11 議案第4号 不動産取得税徴収猶予に関する証明についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号 不動産取得税徴収猶予に関する証明について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地の生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予制度は、贈与税の特例措置と同様の観点から、地方税法附則第12条第1項により規定されておりますが、その目的は、贈与や相続による農地の細分化を防止するとともに農業後継者の経営基盤を守るために設けられたものとなっております。

制度の概要につきましては、「農地を営む個人が、推定相続人の1人の者に、農地の全部及び採草放牧地の3分の2以上並びに準農地の3分の2以上を贈与

した場合には、その贈与を受けた者に課税される不動産取得税について、一定の要件により徴収を猶予し、贈与者又は受贈者が死亡した場合には納税義務が免除される。」というものであります。

徴収猶予を受けるための要件といたしましては、一つ目として「農地等を取得した日における年齢が18歳以上であること」、二つ目として「農地等を取得した日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと」、三つ目として「農地を取得した日以降、速やかに農業経営を行うと認められること」とされております。

本案は、新たに不動産取得税の徴収猶予を受けようとする者の証明1件であります。贈与者は、姉別基線〇〇番地、〇〇〇〇氏、受贈者は、同住所の〇〇〇〇氏で、租税特別措置法施行令第40条の6第1項及び第5項の規定により、「贈与者及び受贈者の要件」に該当することを証明し、同法施行規則第23条の7第2項の規定に基づく書類を提出しようとするものであります。

以上、提案の理由その内容を御説明申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号 浜中町農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号 浜中町農業振興地域整備計画の変更について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

本案については、平成26年9月19日付けで「浜中町農業振興地域整備計画書の変更について」という標題で意見照会のあったものですが、農業振興地域の整備に関する法律によりますと、第13条第1項では「市町村は、農業振興地域

		整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更、あるいは基礎調査の結果、または経済事情の変動その他の推移により、必要が生じたときには、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」と定められております。 今回の変更は、住宅新築に係る農用地区域からの除外４件と１ヘクタール以上の農地転用に係る用途区分変更１件を行うもので、先ほど御説明いたしました同法第１３条第１項の「経済事情の変動その他の推移により農業振興地域の区域に変更」が生じたことによる計画書の変更であります。 この計画書の変更にあたっては、同法第８条第４項及び同法施行規則第３条の２第１項の規定により、「市町村は農業振興地域整備計画を変更する場合には、農業委員会の意見を聴くものとし、意見を記載した書面を添えて都道府県知事に協議し、同意を得なければならない。」こととされております。 整備計画の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、会長より本総会において提案し、変更案について適正であるか否かの協議をしていただき、その結果を町長に報告したいと考えてございますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。変更案の概要につきましては、農政係長より説明をいたします。以上でございます。
農 政 係 長		(概要説明あるも省略)
議 長		事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、議案第５号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員		(質疑なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。 本案は、原案のとおり適正であると判断することに御異議ありませんか。
各 委 員		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。 よって、議案第５号は、原案のとおり適正であると判断し、その旨を記載した回答書を町長に送付することに決定いたしました。
		日程第１３ 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。
事 務 局 長		次回総会日程については、１０月３０日、木曜日、午前１０時からを提案いた

		します。
議	長	事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、１０月３０日、木曜日、午前１０時からということでよろしいでしょうか。
各	委	
員		（異議なしの声）
議	長	異議がないようなので、次回総会日程については、１０月３０日、木曜日、午前１０時からに決定いたしました。
		以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。 これで、第３回浜中町農業委員会総会を終了いたします。 御苦労さまでした。

閉会時刻 午前 1 1 時 4 5 分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅 原 順 一

浜中町農業委員会

3 番 永 洞 忠 志

浜中町農業委員会

4 番 穴 吹 栄

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 2 6 年 9 月 1 9 日

第 3 回浜中町農業委員会総会
議案第 2 号 整理番号 1 (所有権)

譲受人	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	譲渡人	〇 〇 〇 〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	嵯 峨 委 員				
		判 断 の 理 由			該当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約〇〇〇ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第 2 項第 3 号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 1 名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 2 6 年 9 月 1 9 日

第 3 回浜中町農業委員会総会
議案第 2 号 整理番号 2 (贈与)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	穴 吹 委 員				
	判 断 の 理 由				該当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 1 名が現地状況等を確認した。				しない

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 2 6 年 9 月 1 9 日

第 3 回浜中町農業委員会総会
議案第 2 号 整理番号 3 (贈与)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	百々委員				
	判 断 の 理 由				該当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 1 名が現地状況等を確認した。				しない

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 2 6 年 9 月 1 9 日

第 3 回浜中町農業委員会総会
議案第 2 号 整理番号 4 (贈与)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	橋 場 委 員				
	判 断 の 理 由				該当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 1 名が現地状況等を確認した。				しない

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 2 6 年 9 月 1 9 日

第 3 回浜中町農業委員会総会
議案第 2 号 整理番号 5 (贈与)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	谷 口 委 員				
	判 断 の 理 由				該当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 1 名が現地状況等を確認した。				しない

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 2 6 年 9 月 1 9 日

第 3 回浜中町農業委員会総会
議案第 2 号 整理番号 6 (贈与)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	百々委員				
	判 断 の 理 由				該当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇〇ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 1 名が現地状況等を確認した。				しない

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 1 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由			適合
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)			する
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)		② 5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分（所有権）のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 2 （賃貸借権）

譲受人	〇〇〇〇 〇〇〇〇	譲渡人	〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇	作成者	農地係長 中山正教
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由			適合
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)			する
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			する
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)		② 5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分（所有権）のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 3 （賃貸借）

譲受人	(○)○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○	譲渡人	○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由			適合
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)			する
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			する
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)		② 5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分（所有権）のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 4 (賃貸借)

譲受人	(○)○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由			適合
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)			する
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			する
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)		② 5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 5 （賃貸借）

譲受人	(○)○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由			適合
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)			する
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			する
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)		② 5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分（所有権）のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。			—